

令和４年度第２回大阪市都市計画公聴会の
公述人等が述べた意見の概要
「大阪都市計画地区計画の決定（矢田南部地区）」

公述人	都市計画原案に係る意見の概要
公述人 1	A、B、C各地区の間を通る自転車歩行者専用道路の歩行者の快適性、安全性について。今や自転車の照明灯に関しては、LED（発光ダイオード）灯による輝きの強さ、歩行者目線への入射（直下への照射角度となっていない弊害）や白昼点灯によって、右側歩行では、照明ライトのまぶしさゆえ対向車を直視できず、不快、不安全が生じている。左側歩行でも、ほんの僅かましなぐらいであって、後ろからの車両のすり抜けがあると、追突に遭うおそれがある。したがって、本道路は、歩行者専用でもあるゆえ、土地の利用方針6からも、最も弱い立場の者を保護する必要から、歩行者のあるときは、車両における歩行並み速度上限の遵守表記をするべきである。土地利用の方針5に基づき、そして、人や車両のスリップ事故防止の観点からも、本道路の舗装仕様は、雨水透過素材によるものとされたい。C地区の舗装部分も同様とされたい。 C地区の安全使用について。これまで目にした公園使用にあっては、舗装部分（階段も含むあらゆる部分）、手すり等をスケート遊技に走らせる、滑らせる場面に遭遇した。そういった施設の部分と、スケートのこまや板との接触・衝突音は断続して続き、大変耳障りになる。防音施設の上での区分ができないのであれば、スケートボード使用禁止の表示をするべきである。 雨水貯蔵タンクの設置について。土地利用の方針5や建築物等の整備方針5に基づき、洪水対策、雨水資源の利用（トイレ用、緑化に伴う散水用など）に資するため、ぜひとも設置されたい。